

## 日本言語聴覚士協会創立 20 周年記念誌への祝辞

深浦順一会長をはじめ、日本言語聴覚士協会の皆様におかれましては、平素より温かいご理解とご指導を賜り深く感謝申し上げます。この度、日本言語聴覚士協会が創立 20 周年を迎え、記念誌が発行されますこと、誠におめでとうございます。

音声・言語機能、聴覚に障害のある方々に対し、その機能の維持向上のため日々ご尽力され、また近年は新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で感染防止策を講じながらチーム医療の一員として業務に従事されている言語聴覚士の皆様に、心から敬意を表します。

わが国では、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進展しており、住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進行中です。こうした中で、リハビリテーションの果たす役割や、リハビリテーション専門職である言語聴覚士に対する国民の期待は、ますます大きなものとなっています。

2018 年 12 月に議員立法で成立した脳卒中・循環器病対策基本法においても、リハビリテーションや後遺症の治療等が地域を問わず継続的かつ総合的に提供されることを基本理念としており、言語聴覚士の活躍が求められています。同法の理念が具体的政策に反映されるよう、2020 年 1 月に「超党派 脳卒中・循環器病対策フォローアップ議員連盟」を設立し、事務局長を拝命しております。議員連盟での議論を経て、同年 10 月に閣議決定された循環器病対策推進基本計画では、多職種連携による地域包括ケアシステム構築の推進や、急性期・回復期・維持期・生活期等の状態や疾患に応じて提供するリハビリテーション等の推進、失語症・てんかん・高次脳機能障害等の後遺症に対する支援体制整備などが盛り込まれています。

2022 年度の診療報酬改定においても、早期離床への取り組みの評価に関し、職種要件に言語聴覚士が追加されました。

2021 年 10 月には、医師から言語聴覚士へのタスクシフト・シェアが現行制度上可能な業務として、侵襲性を伴わない嚥下検査や、嚥下訓練・摂食機能療法における患者の嚥下状態等に応じた食物形態等の選択、失語症等の評価に必要な臨床心理・神経心理学検査の実施等が厚生労働省から明示されました。

また、新生児聴覚検査の普及により先天性難聴の早期発見・早期療育が可能になった今日、この分野でも言語聴覚士の皆様の専門性が強く求められるようになっていきます。

2019 年 12 月に難聴対策推進議員連盟事務局長として取りまとめたわが国の難聴対策の指針「Japan Hearing Vision」においても、ライフサイクルに応じた難聴対策を支える基盤として、言語聴覚士の養成過程の改革や、業務の診療報酬の保険点数の増点や新設、いわゆる「オーディオロジスト」のような聴覚領域を専門とする言語聴覚士の育成の可能性に向け、業務の診療報酬の保険点数の増点や新設、業務に関連する施設基準やリハビリの適用基準の緩和等、言語聴覚士のさらなる活躍推進を強く提言しております。

その結果、2020年度は新生児聴覚検査及び聴覚障害児支援の推進予算が対前年度比で12倍以上（4900万円→6億円）になりました。

また、医療現場をはじめとした幅広い領域での活躍する言語聴覚士の養成のため、2022年1月から「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」が厚生労働省に設置され、必要な単位数や臨床実習のあり方の検討が始まるなど、着実な前進が得られています。

さらに、子ども行政を一元的に所管する「こども家庭庁」創設の取り組みも実を結び、本年の通常国会に設置法提出が予定されるなど、子ども・子育て政策も大きな転換点を迎えています。聴覚障害児の療育・教育のより一層の充実が期待されます。

今後も、言語聴覚士の養成過程の充実も含め活躍を力強く推進し、診療報酬その他の面でその活躍に見合った評価がされ、ひいてはあらゆる世代が健やかに暮らせる社会保障制度を維持、発展させていくため、全力で取り組んで参ります。

結びに、創立20周年を節目として、新たな歴史を紡いでいく日本言語聴覚士協会と会員の皆様の更なる飛躍と発展を心より祈念申し上げて、お祝いの言葉と致します。